

12 環境衛生・食品衛生関係営業の監視及び許認可件数

保健衛生部 生活衛生課

◎環境衛生

令和5年7月31日現在

		許 可	変 更	廃 業	施 設 数	監視件数 (R5/04/01~)
法 に よ る 許 可	理容所 及び 美容所	5	4	9	449	27
	公衆浴場	0	3	0	22	25
	旅 館	0	2	0	46	4
	その他の 許可営業	0	2	0	386	13
	小 計	5	11	9	903	69
条 例	条例による 許可営業	0	1	0	24	7
届 出	法・条例による 届出営業	※ 1	※ 34	※ 2	※ 778	※ 19
合 計		6	46	11	1,705	95

(注1)

◎その他の許可営業 クリーニング所、興行場、水道施設（専用水道）、墓地、温泉利用施設

◎条例による許可営業 営業プール（厚生、学校開放を含む）

◎法・条例等による届出営業 学校プール（準プールを含む）、特定建築物（10,000㎡以下）、水道施設（簡易専用水道）

(注2)

◎変更 法人代表者、屋号及び施設の一部変更

※ 簡易専用水道施設による増減を含む

◎食品衛生

令和5年7月31日現在

営業種目		内訳	新規(注7)	更新	廃業(注8)	許可・届出数	監視件数
法による許可	飲食店等調理業(注1)	改正前			260	2,256	324
		改正後	257	0	38	1,581	561
	食品等販売業(注2)	改正前			6	66	25
		改正後	5	0	0	35	15
	食品等製造業(注3)	改正前			52	393	90
		改正後	34	0	4	190	86
届法による業種	調理業・販売業(注4)		105		132	1,529	104
	製造・加工業(注5)		4		1	62	2
	上記以外(注6)		3		4	143	104
合計			408	0	497	6,255	1,311

(注)

R3.6.1より改正食品衛生法が施行となり、営業許可・届出についても再編された。

- 1 飲食店等調理業…改正前 飲食店、喫茶店(自動販売機を含む)
改正後 飲食店、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- 2 食品等販売業…改正前 乳類、食肉、魚介類、氷雪の販売業
改正後 食肉販売業、魚介類販売業、魚介類競り売り営業
(包装品販売等営業届出に係る営業を除く)
- 3 食品等製造業…改正前 菓子、アイスクリーム、食肉製品、豆腐、添加物等の各製造業及び食肉処理業、冷凍業
改正後 菓子、アイスクリーム、食肉製品、豆腐、添加物等の各種製造業及び処理業、食品の小分け業
- 4 調理業・販売業…コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)、魚介類・食肉などの包装品、乳類、弁当、野菜果物、米穀等の販売業、総合スーパー等
- 5 製造・加工業…いわゆる健康食品、調味料、コーヒー(飲料の製造を除く)等の製造・加工業
- 6 上記以外…行商、集団給食施設、その他
- 7 改正食品衛生法施行に伴い、許可満了後に引き続き営業を行う施設、及び法に基づく許可から届出に移行した業種についても新規として計上する。
- 8 改正食品衛生法施行に伴い、法に基づく許可から届出に移行した業種、及び食品製造業等取締条例並びに食品衛生法施行細則が廃止となった業種については、実際の営業状態に係わらず全て廃業として計上する。